

## 県立高校の授業料無償化について

### 県立高校での修学にかかる費用

三重県立高校では、「授業料」の他に、「入学料」、PTA会費などの「諸会費」、修学旅行などのための「積立金」、教科書代、制服代などの諸経費が必要です。

このうち、「授業料」については、平成22年4月1日から無償となります。

### 県立高校(専攻科を除く)の授業料無償化

家庭の状況に関わらず、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、三重県立高等学校の授業料を無償とし、家庭の教育費負担を軽減します。

修業年限を超えて在学している生徒や、既に高等学校等を卒業したことがある生徒についても、授業料を無償とします。

なお、無償となるのは「授業料」のみで、それ以外の費用は従来どおり必要です。

#### 授業料が無償となる生徒

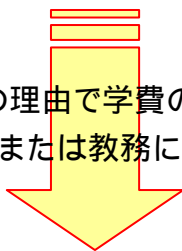
県立高校(専攻科を除く)に在籍する生徒

無償となるのは「授業料」のみで、それ以外の諸経費は必要です。

なお、**修学奨学金制度**が利用できます。

### 修学支援制度

三重県では家庭の経済状況などの理由で学費の納付が困難な生徒に対し、修学支援制度を用意しています。詳しくは担任または教務にご相談ください。



#### 修学奨学金制度

修学に必要な一定金額を貸与します。

貸与額：月額 18,000 円 (自宅通学の場合)  
対象者：生活保護基準の2倍以内の収入状況の世帯の生徒、  
保護者県内在住 他